

4月から新しく 妊婦健康診査の受診票

4月から、妊婦一般健康診査受診票が変わります。平成19年度交付の受診票は使えなくなります。平成20年3月末までに母子健康手帳の交付を受けられ妊娠を継続されている方は市内保健センターにお越しください。

問い合わせ
各保健センター
水口 ☎62-5336
FAX62-5418
土山 ☎66-1105
FAX66-1564
甲賀 ☎88-6556
FAX88-6557
甲南 ☎86-5934
FAX86-5974
信楽 ☎82-3113
FAX82-3138

平成20年度介護保険料

激変緩和措置を継続

税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する方に対して行ってきた保険料の激変緩和措置を平成18年度と19年度に引き続き今年度も継続します。激変緩和措置の率は19年度と同率となります。

保険料額等は、7月に実施する20年度介護保険料の本算定の際に、改めて本紙でお知らせします。

問い合わせ
保健介護課 介護保険担当
☎65-0698
FAX63-4085

◎水道料金表

(消費税込み)

メーター 口径及び 用途	基本料金 (2か月あたり)		超過料金 (2か月あたり 1㎡につき)
	水量(㎡)	料金(円)	
13mm	20㎡まで	2,541	・20㎡以下の水量 168円
20mm		6,237	
25mm		9,702	・20㎡を超え、 40㎡以下の水量 189円
30mm		13,860	
40mm		25,410	
50mm		39,270	・40㎡を超え、 100㎡以下の水量 210円
75mm		87,780	
100mm	154,770	・100㎡を超え、 200㎡以下の水量 231円	
150mm	351,120		
200mm	614,460		
公共用 (非住宅用)	10㎡まで	1,270	・200㎡を超える 水量 252円
臨時用		該当口径 の2倍	252円

問い合わせ 上水道業務課
☎86-8014 FAX86-8032

水道事業の 経営健全化めざし 水道料金を改定

4月請求分から水道料金を改定します。現行料金から基本料金で10%、超過料金で1㎡につき一律20円の値上げとなります。

市では、これまで合併時の急激な値上げによるご利用者の負担を避けるため、本来の水道料金より低く抑え、そのために生じる不足分については一般会計から補てんしながら運営を進めてきました。

また、昭和30年ごろから始まった水

道事業は施設の老朽化が進んでおり、今後は施設の統合や各地域を結ぶ連結管など本格的な施設改修の必要があります。

今回の改定は、水道事業会計を企業会計の本来の姿である独立採算制に戻し、施設改修のための財源を確保するなど経営改善をめざすものです。

改定後の料金が適用される4月請求分とは、平成20年2月と3月に使用された分で、3月に検針した数値より算定します。改定後の水道料金については、左記の料金表を参考にしてください。また、本紙昨年12月1日号やホームページには、計算例を掲載していますのでご覧ください。なお、今回の改定は、水道料金のみで、下水道料金はこれまでどおりです。

平成20年10月30日任期満了の甲賀市長選挙の期日が決まりました。

- 選挙の期日(投票日) 平成20年10月26日(日)
 - 選挙の告示日 平成20年10月19日(日)
- 問…選挙管理委員会事務局 ☎65-0667 FAX63-4554

甲賀市長選挙 期日決まる